

自然公園特別地域と普通地域の違いについて

1 定義

(1) 特別地域

自然公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域内に特別地域を指定
(自然公園法第20条、県立自然公園条例第9条)

(2) 普通地域

自然公園の区域のうち特別地域に含まれない地区
(自然公園法第33条、県立自然公園条例第11条)

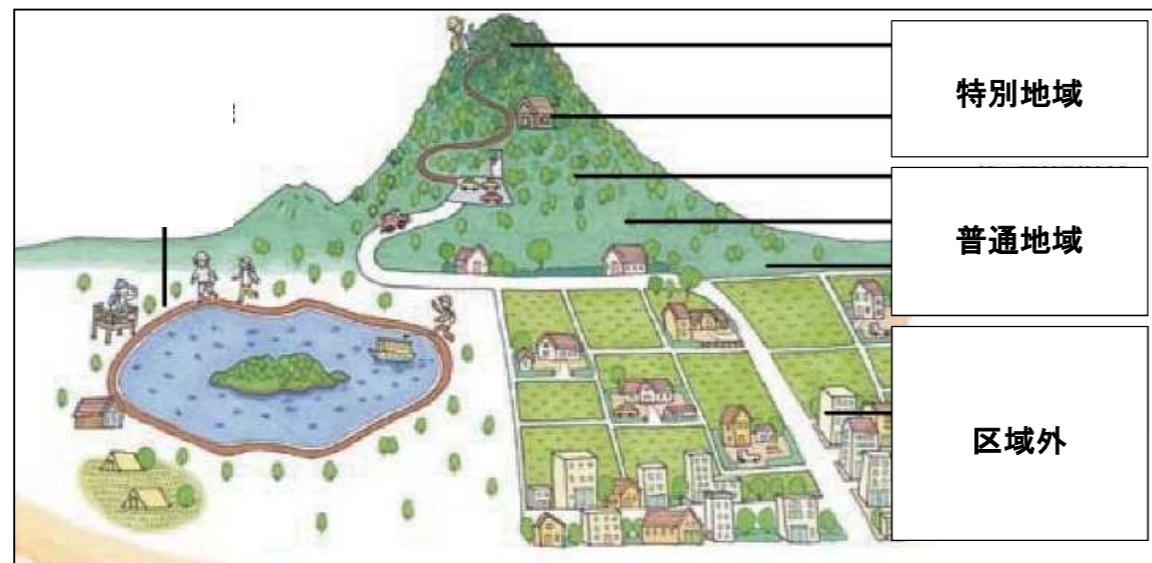
(3) 特別保護地区

自然公園の景観を維持するため、特に必要があるときは、公園計画に基づき、特別地域内に特別保護地区を指定
(自然公園法第20条) ※県立自然公園では条例で規定していないため、対象なし。

2 県内の自然公園の面積

種別	所管	公園面積 (ha)	特別保護 地区 (ha)	特別地域 (ha)	普通地域 (ha)
国立公園 瀬戸内海、山陰海岸	指定：環境省 許可等：環境省	19,524 (12%)	1,060 (1%)	15,493 (9%)	2,971 (2%)
国定公園 氷ノ山後山那岐山	指定：環境省 許可等：県	25,200 (15%)	247 (0.1%)	24,475 (15%)	478 (0.3%)
県立自然公園 多紀連山等 11 地区	指定：県 許可等：県	121,357 (73%)	—	35,943 (22%)	85,414 (51%)
合計		166,081 (100%)	1,282 (1%)	75,870 (46%)	88,863 (53%)

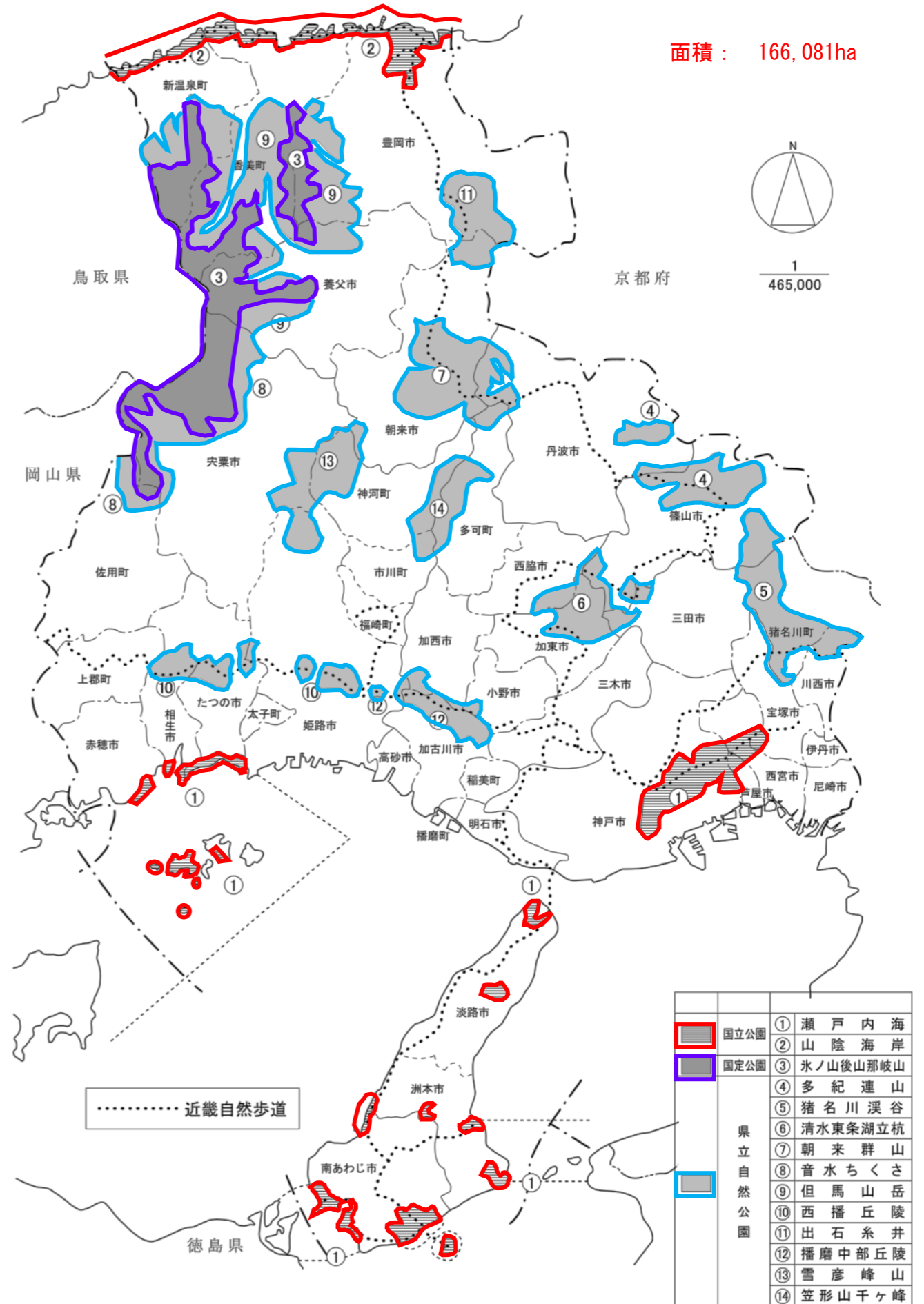
3 特別地域、普通地域のイメージ



4 特別地域と普通地域の違い (P2~P3参照)

- 風致、風景を維持するためには特別地域も普通地域も重要な地域である
- 申請・届出の対象となる行為に大きな差がある
特別地域：ほとんどの行為が対象 (17項目) 木竹の伐採、損傷も対象
普通地域：対象が限られる (6項目) 規模の小さい建築物は対象外
- 環境調査の対象面積 (1ha) が同じであっても、対象が限られる

5 自然公園位置図



特別地域と普通地域の違い

項目	特別地域	普通地域
面積	35,943ha (30%)	85,414ha (70%)
行為に対する対応	<p>申請・認可</p> <p>特別地域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>【自然公園条例第9条第4項（特別地域）〔自然公園法第20条も同様〕】</p>	<p>届出</p> <p>自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域（以下「普通地域」という。）内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。</p> <p>【自然公園条例第11条第1項（普通地域）〔自然公園法第33条第1項も同様〕】</p>
許可の条件、届出の条件	<p>許可には、自然公園の風致を保護するために必要な限度において、条件を付することができる。</p> <p>【県立自然公園条例第10条（許可の条件）〔自然公園法第32条も同様〕】</p>	<p>知事は、自然公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、普通地域内において前項各号に掲げる行為をしようとする者又はした者に対して、その風景を保護するために必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。</p> <p>【自然公園条例第11条第2項（普通地域）〔自然公園法第33条第2項も同様〕】</p>
対象行為	<p>(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。</p> <p>(2) 木竹を伐採すること。</p> <p>(3) 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。</p> <p>(4) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。</p> <p>(5) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。</p> <p>(6) 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。</p> <p>(7) 屋外において土石その他の知事が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。</p> <p>(8) 水面を埋め立て、又は干拓すること。</p> <p>(9) 土地を開墾し、その他土地の形状を変更すること。</p> <p>(10) 高山植物その他の植物で知事が指定するものを採取し、又は損傷すること。</p> <p>(11) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。</p> <p>(12) 山岳に生息する動物その他の動物で知事が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。</p> <p>(13) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。</p> <p>(14) 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。</p> <p>(15) 湿原その他これに類する地域のうち知事が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること。</p> <p>(16) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。</p> <p>(17) 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの。 計17項目</p>	<p>(1) その規模が規則で定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること</p> <p><基準>①建築物 高さ13m又は延床面積1,000㎡</p> <p>②送水管 長さ70m</p> <p>③鉄塔 高さ30m</p> <p>④ダム 高さ20m</p> <p>⑤鋼索鉄道 延長70m</p> <p>⑥索道 傾斜亘長600m又は、起点と終点の高低差200m</p> <p>⑦別荘地の用に供する道路 幅員2m</p> <p>⑧遊戯施設(建築物を除く。) 高さ13m又は水平投影面積1,000㎡</p> <p>⑨太陽光発電施設(土地に定着するものに限る。) 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和1,000㎡</p> <p>(2) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。</p> <p>(3) 特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。</p> <p>(4) 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。</p> <p>(5) 水面を埋め立て、又は干拓すること。</p> <p>(6) 土地の形状を変更すること。 計6項目</p> <p>※太字：特別地域のみ</p>

項目	特別地域	普通地域
対象外行為	(1) 公園事業の執行として行う行為 (2) 認定生態系維持回復事業等として行う行為 (3) 第16条第1項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第1号の風景地保護協定区域内で行う行為であって、同項第2号又は第3号に掲げる事項に従って行うもの (4) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって、規則で定めるもの (5) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為 (6) 知事が指定する区域内において木竹を損傷する行為で森林の整備及び保全を図るために行うもの ※太字：特別地域のみ	(1) 公園事業の執行として行う行為 (2) 認定生態系維持回復事業等として行う行為 (3) 第16条第1項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第1号の風景地保護協定区域内で行う行為であって、同項第2号又は第3号に掲げる事項に従って行うもの (4) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって、規則で定めるもの (5) 自然公園が指定され、又はその区域が拡張された際既に着手していた行為 (6) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
提出書類	(1) 申請書（届出書） (2) 図面 ①縮尺 1/25,000 以上の地形図 ②縮尺 1/5,000 以上の概況図及び天然色写真 ③縮尺 1/1,000 の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図 ④行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺 1/1,000 以上の図面	(1) 申請書（届出書） (2) 図面 ①縮尺 1/25,000 以上の地形図 ②縮尺 1/5,000 以上の概況図及び天然色写真 ③縮尺 1/1,000 の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図 ④行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺 1/1,000 以上の図面
提出書類（環境調査）	①植生、動物相その他の風致又は景観の状況並びに特質 ②自然的な効用及び社会経済的な効用 ③風致に及ぼす影響の予測及び影響を軽減するための措置 ④当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を比較した結果 <対象> ・面積が 1 ha 以上の行為 （道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。） ・延長 2 km 以上若しくは幅員が 10m 以上の計画道路の新築 （許可行為が行われる場所に到達するためのものは除く。） 別途、風致に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要があると認めるときは、上記の書類を求めることがある。 ※太字：特別地域のみ	<今回策定> ①植生、動物相その他の風景の状況並びに特質 ②自然的な効用及び社会経済的な効用 ③風景に及ぼす影響の予測及び影響を軽減するための措置 ④当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を比較した結果 <対象> ・面積が <u>1 ha^{*1}</u> 以上の行為 （道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。） ・延長が <u>2 km</u> 以上若しくは幅員が <u>10m</u> 以上の計画道路の新築 （許可及び届出行為が行われる場所に到達するためのものは除く。）
申請届出件数実績（過去5年）	29 件	17 件
内環境調査の対象の想定	0 件	13 件 1 工作物の新設・改築・増設 3 件（太陽光発電設備 3 [1.6ha、1.8ha、1.8ha]） 2 鉱物の採掘・土石の採取 2 件（粗面岩採石 2 [2.6ha、2.1ha]） 3 土地の形状変更 8 件（残土処分場新設 2 [7.2ha、8.0ha]、残土処分場増設 3 [4.9ha、2.9ha、2.3ha]、廃棄物最終処分場新設 1 [6.8ha]、治山工事 1 [1.0ha]、駐車場の設置 1 [1.2ha]）
内対象外の想定	29 件 1 工作物の新設・改築・増設 5 件（森林施設 3、自然学校災害復旧 1、鳥獣柵設置 1） 2 土地の形状変更 6 件（森林作業道整備 2、森林施設整備 3、電柱取付道路 1） 3 木竹の伐採 18 件（森林間伐 18 件）	6 件 2 土地の形状変更 6 件（森林作業道整備 4、林道整備 1、市道整備 1）